

令和2年4月21日配信

## 嬉野市 庁舎勤務職員の交代制勤務の実施について

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月16日に緊急事態宣言が全都道府県へ拡大されたことを受け、嬉野市では、職員間の濃厚接触の可能性を減らすため、庁舎内勤務職員の交代制勤務を実施します。

具体的には、会議室などを活用し、勤務場所を分散することで、事務室内の密度を下げる取組となります。

感染拡大防止および市民サービスの継続を図ることを目的に行うものです。

### <交代制勤務の期間>

期 間 令和2年4月21日（火曜）から5月6日（水曜）まで

勤務場所 塩田庁舎 → 中央公民館

嬉野庁舎 → 嬉野市文化センター

※感染拡大の状況によっては、期間が延長される場合もあります。

### <お問い合わせ>

嬉野市役所 総務防災課

Tel 0954-66-9111